

令和7年度 高齢者インフルエンザ予防接種費用補助のご案内

高齢者はインフルエンザワクチン接種により、重症な肺炎などを予防することができます。

市では、法律に基づくインフルエンザ予防接種を受けられた方に対し、接種費用の一部を補助します。

実施期間

令和7年10月20日(月)～令和7年12月26日(金)まで

※高齢者用のインフルエンザワクチンは上伊那市町村で共同調達するため、実施期間が上記の通りとなります。

対象者

- ① 満65歳以上の方
 - ② 満60歳以上65歳未満の方で下記に該当する方
 - * 心臓・腎臓・呼吸器の機能障害により身体障害者手帳1級の交付を受けている方で接種を希望する方
 - * ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、身体障害者手帳1級の交付を受けている方で接種を希望する方
- < 注意 >
- ★ **期間中に65歳になる方は、誕生日以降の接種から補助対象となります。**
- ◎ 実施期間中に市外へ転出された方は接種補助の対象者から外れ予診票は使用できません。
 - ◎ インフルエンザ予防接種は強制ではありません。希望する場合のみ接種してください。
 - ◎ 認知症等で本人に意思確認ができない場合は、法律に基づく予防接種を行うことはできません。

接種場所

上伊那地域の契約医療機関（別紙の医療機関一覧をご覧ください）

※上伊那地域以外の医療機関で接種する場合は、医療機関へお問い合わせください。

接種方法

- ① **別紙医療機関一覧から予約の要否を確認の上、希望医療機関を選んでください。**
※接種者の都合によるキャンセルは、料金が発生することがあります。（各医療機関の判断による）
※かかりつけ医がいる方は、原則、かかりつけ医のもとで接種してください。
- ② 接種当日は、あらかじめ同封の「**予診票**」(水色)に**必要事項を記入し**、マイナ保険証・資格確認証と一緒に医療機関の窓口へ提出してください。(体温は医療機関で測ります。)
- ③ 問診及び接種後、窓口で定められた個人負担額をお支払いください。
- ④ 「インフルエンザ予防接種済証」を受け取り、保管してください。

接種費用(個人負担額)

1,700円 (実施期間中のみ左記の金額で接種できます)

< 注意 >

- ◎ 補助を受けられるのは実施期間中**1回のみ**です。
- ◎ 実施期間中に65歳になる方は、誕生日の日から同封の予診票を使用し、上記の金額で接種できます。
- ◎ 生活保護世帯の方は接種費用が免除されますので、医療機関の窓口でお申し出ください。

★裏面の注意事項をよくお読みください。

予防接種の注意事項

予防接種を受けることができない方

- ① 発熱等、体調の悪い方(体温37.5℃以上、頭痛、倦怠感、関節痛、下痢等)。
- ② 重篤な急性の病気にかかっている方。
- ③ 予防接種によって、アナフィラキシーショック(※)をおこしたことがある方。
※ アナフィラキシーショックとは・・・通常30分以内におこるひどいアレルギー反応のことです。
(発汗、顔のむくみ、じんましん、吐き気、嘔吐、声が出にくい、呼吸困難、血圧低下など)
- ④ 今までインフルエンザ予防接種を受けた後、2日以内に発熱のあった方や、全身に発疹等のアレルギー反応をおこしたことがある方。
- ⑤ その他、医師が不適当と判断した方。
(①～④に該当しなくても、医師が接種不適当と判断したときは接種できません)

予防接種を受ける前に

- ① インフルエンザの予防接種について、通知をよく読み、必要性や副反応についてよく理解しましょう。
理解できないことは、接種を受ける前に医師へ質問し、納得した上で接種を受けましょう。
- ② 予診票は、接種する前に予防接種の可否を決める、医師にとって大事な情報です。
基本的には、接種するご本人が責任をもって記入し、正しい情報を医師に伝えてください。
- ③ 予防接種を受けてから抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、その効果は約5ヶ月間持続します。
- ④ 他の予防接種を受けている場合・今後受ける場合は、必ず医師に相談してください。

接種の際に医師とよく相談してほしい方

- ◎ 持病のある方、過去に予防接種で体調不良をおこした方はよくご相談ください。
- ※ 《持病》 心臓・腎臓・肝臓・血液・免疫不全等



予防接種を受けた後の注意

- ◎ 予防接種直後の30分以内は、急な副反応がおこることがあります。また接種後24時間は副反応に注意し、発疹・嘔吐・じんましん・発熱・接種部位がひどく腫れる等の症状があらわれたら、医師の診察を受けてください。
- ◎ 当日の入浴は差し支えありませんが、注射部位はこすらないようにしましょう。
- ◎ 当日は、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

重い副反応がおこったときの補償について

疾病・障害・死亡等の健康被害を生じた場合には、予防接種健康被害救済制度によって、医療費の支給等がおこなわれます。なお、救済制度の対象となる健康被害は、厚生労働大臣が予防接種と疾病・障害等との因果関係を認定したものに限りです。

問い合わせ先

駒ヶ根市役所 地域保健課 健康推進係 83-2111 (内線: 334)